

2025年11月7日

INDEX

三井住友信託銀行
年金業務推進部

確定拠出年金に関する各種政令の改正案についてのパブリックコメントの開始

確定拠出年金に関する各種政令の改正案についてのパブリックコメントの開始



POINT

- ✓ 10/31付で確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案について、また11/5付で国民年金基金令等の一部を改正する政令案について、意見募集手続き(パブリックコメント)が開始されました。
- ✓ 10/31付の政令案では、令和7年改正法で企業型 DC 加入者掛金の額を事業主掛金の額以下とする上限規制が撤廃されたことに伴い、「事業主掛金が引き下げられ、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回った場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合」を、加入者掛金の変更回数の制限規定(年1回以内)の例外から外す改正を行うとされました。
- ✓ 11/5付の政令案では、確定拠出年金制度の拠出限度額の見直し及びその他所要の改正の実施や、iDeCo第5号加入者(※)の取扱いについて新たに規定することが盛り込まれました。
(※)iDeCoの加入者・運用指図者、企業型DC等から資産をiDeCoに移換する者で、老齢基礎年金やiDeCo老齢給付金を受給していない60歳以上 70歳未満の者
- ✓ 引き続き、DC法令改正の動向を注視してまいります。
- ✓ 本件に関して特段ご対応いただく事項はありません。

- 以下の通り、10月末から11月初めにかけて、政府の「パブリック・コメント」サイトにおいて、確定拠出年金に係る各種政令の改正案に関する意見募集手続き(パブリックコメント)が開始されました。

意見募集の公示日	タイトル・リンク
2025年10月31日	確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について
2025年11月5日	国民年金基金令等の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について

■ 確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案について(概要)

1. 改正の趣旨	○ 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和7年法律第 74 号。以下「令和7年改正法」という。)において、企業型確定拠出年金加入者掛金の上限が撤廃されたことを踏まえ、確定拠出年金法(平成 13 年法律第 88 号。以下「DC 法」という。)第4条第1項第8号(DC 法第5条第4項において準用する場合も含む。)の規定に基づき、所要の改正を行う。
2. 改正の概要	(現状) ○ 企業型確定拠出年金(以下「企業型DC」という。)は、企業年金であるため事業主による掛金の拠出が前提となるが、事業主が作成する企業型DCに係る規約において企業型DC加入者が掛金を拠出することができる旨を定めることができることとされている(DC法第3条第3項第7号の2)。その場合には当該加入者の掛金(以下「企業型DC加入者掛金」という。)の額が事業主掛金の額を超えないように企業型 DC 加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていなければならないとされている(令和7年改正法による改正前のDC法第4条第1項第3号の2)。 ○ また、確定拠出年金法施行令(平成 13年政令第 248号。以下「DC令」という。)第6条第4号においては、企業型 DC 加入者掛金の拠出がされる場合の要件について規定しており、同号ハにおいて加入者掛金の額の変更について定めているところ、加入者掛金の額は企業型 DC の拠出単位期間において、1回に限り変更することができることとしている(以下「加入者掛金の変更回数の制限規定」という。)。その趣旨は、掛金額の頻繁な変更や拠出が可能となるときのみ拠出する所謂“あるとき払い”を認めると、一般の貯蓄や投資と同様になり、老齢期における資産の確保を名目に税制優遇された「年金」として位置付けることが難しくなるという点を勘案してのものである。 ○ 一方、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外にあたる場合として同号ハにおいて「企業型 DC 加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより事業主掛金の額が企業型 DC 加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合」が規定されている。 (改正の内容) ○ 今般、令和7年改正法において改正前DC法第4条第1項第3号の2が削られることにより、企業型 DC 加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという上限規制が撤廃され、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外として「企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより事業主掛金の額が企業型 DC 加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合」を含める必要がなくなったことに伴い、DC 令第6条第4号ハの当該場合を削り、当該場合を加入者掛金の変更回数の制限規定に含め、1回分としてカウントすることとする。
3. 根拠条項	・ DC法第4条第1項第8号(DC法第5条第4項において準用する場合も含む。)
4. 施行期日等	○ 公布日:令和7年12月下旬(予定) ○ 施行期日:令和7年改正法附則第1条第1項第9号に掲げる規定(令和7年改正法第29条中 DC 法第4条第1項第3号の2の改正規定に限る。)の施行の日(令和8年4月1日)(予定)

■ 国民年金基金令等の一部を改正する政令案について(概要)

1. 改正の趣旨	○令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日閣議決定)において確定拠出年金制度の拠出限度額等の見直しをすることとされたことや社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。)において、個人型確定拠出年金制度(以下「iDeCo」という。)の加入可能年齢の引上げを行うこととされたことを踏まえ、国民年金法(昭和34年法律第141号)第134条第3項、確定拠出年金法(平成13年法律第88号。以下「DC法」という。)第20条、第62条第1項第2号、第68条第1項及び第69条並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第5条第4項の規定に基づき、所要の改正を行う。
2. 改正の概要	○ 令和7年度税制改正大綱において措置を講じることとされた確定拠出年金制度の拠出限度額の見直し及びその他所要の改正を行う。 ○ 併せて、確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号。以下「DC令」という。)において、iDeCo 加入者の掛金の拠出の方法等について規定しているところ、令和7年改正法において第5号加入者(※)が新たに追加されたことに伴い第5号加入者の取扱いについて新たに規定する。 ※ 令和7年改正法による改正前の DC法(以下「改正前 DC法」という。)の規定において、iDeCo に加入することができない 60 歳以上 70 歳未満の者であって、iDeCo 加入申出の日の前日において iDeCo 加入者であった者、iDeCo 運用指図者であった者、企業型確定拠出年金の資産の iDeCo への移換の申出をした者、確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産の iDeCo への移換の申出をしようとする者又は企業年金連合会から iDeCo への積立金の移換の申出をしようとする者(企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く。)を第5号加入者としている(令和7年改正法により新設した DC 法第 62 条第1項第5号)。 ○ また、改正前 DC法第62条第2項に規定する「国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるもの」が DC 令第 34 条の3に規定されているところ、令和7年改正法において当該規定を削ったことに伴い、関係規定の整備を行う。
3. 根拠条項	・ 国民年金法第134条第3項 ・ DC法第20条、第 62条第1項第2号、第68条第1項及び第69条 ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第4項
4. 施行期日等	○ 公布日:令和7年12月下旬(予定) ○ 施行期日:令和7年改正法附則第1条第1項第9号に掲げる規定(令和7年改正法第29条中 DC 法第8条第1項、第 54 条の2第1項、第 62 条、第 64 条、第 69 条、第 70 条第2項、第 71 条及び第 74 条の2第1項の改正規定並びに令和7年改正法附則第 33 条の規定に限る。)の施行の日(令和8年 12 月1日)(予定)

<本件のご照会先>

ご照会事項がございましたら弊社営業担当者までご連絡ください。



年金ニュース
バックナンバー
(↑クリックで表示)

ペンションジャーナル等
(↑クリックで表示)

三井住友信託銀行
公式HP
(↑クリックで表示)